

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

| | | | |
|------|------------|---------|------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費 | | |
| 内容 | 掛川経済懇話会年会費 | | |
| 年月日 | 令和7年4月 | ~令和7年6月 | 金額 10,000円 |

| | |
|--|---|
| 会の趣旨・目的 | 同会は会員企業が地域経済をけん引すべく、地域経済や政治に関する様々な課題解決に向け研修会や意見交換会を実施し、企業業績向上により適正納税に努める。 |
| 会の活動内容等 | 総会・研修会・先進地視察 |
| 政務活動・県政との関連性 | 企業支援は重要な県施策であり、県には中小・小規模企業振興基本条例が制定されている。 |
| <p>《領収書貼付枠》</p> <p>1~6月分の内、3か月分 (4月~6月)</p> <p>$20,000円 \times \frac{3}{6} = 10,000円$</p> | |
| <p>※ 添付書類: (団体の会則)・事業概要・その他 ()</p> | |

| 案分の理由 | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかるものである。 | ----- | 1/1 | 10,000円 |
| | 10,000円 | 100% | |

3-5-4-1

整理番号 3-5-2-8

掛川経済懇話会規約

(3-9-8-2)
(3-5-2-8)
3-5-4-1

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

| | | | |
|------|--------------|-------|------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費 | | |
| 内容 | 掛川経済懇話会年会費 | | |
| 年月日 | 令和7年 2月 12日～ | 年 月 日 | 金額 10,000円 |

| | |
|--------------|---|
| 会の趣旨・目的 | 同会は会員企業が地域経済をけん引すべく、地域経済や政治に関する様々な課題解決に向け研修会や意見交換会を実施し、企業業績向上により適正納税に努める。 |
| 会の活動内容等 | 総会・研修会・先進地視察 |
| 政務活動・県政との関連性 | 企業支援は重要な県施策であり、県には中小・小規模企業振興基本条例が制定されている。 |

《領収書貼付枠》
1~6月分の内、3か月分 (1月~3月分)
 $20,000円 \times \frac{3}{6} = 10,000円$

領収書

増田 享大 様

金 20,000円

但し、前期会費(令和7年1月~令和7年6月)として

令和7年2月12日

掛川市掛川551
掛川商工会議所内
掛川経済懇話会

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 (写物)

| 案分の理由 | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|------------------|-------------------|-------------|---------------|
| 全て政務活動にかかるものである。 | 10,000 20,000円 | 1/1 100% | 10,000円 |

- 第1条 本会は掛川経済懇話会と称す。
- 第2条 本会は事務所を掛川市 掛川商工会議所に置き、事務を委託する。
- 第3条 本会は掛川市の経済界の発展に寄与し、会員相互間の親睦融和を図り、又会員の経済知識の向上と、政治意欲の盛り上りを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的のため研究会、講演会、視察、懇談会等の事業を行なう。
- 第5条 本会の会員は、掛川市及びその一円に居住或いは事業所を持つ者とする。
- 第6条 新しく会員となるものは、役員会の承認を得なければならない。
加入金は徴収しない。
脱会は自由なるも、年度内の会費は徴収する。
- 第7条 本会の会員は会費を負担する義務を負う。
会費は半期 20,000円 (年額 40,000円) とし、徴収は年2回とする。
本会費は、静岡岡銀行掛川支店が徴収し保管する。但し、会長が必要と認めたるときは総会の議を経て追加徴収又は返戻する。
- 第8条 本会は毎年1月より12月までを1ヶ年度とする。
- 第9条 本会は1月に定例総会(会務報告、決算並びに予算、役員選任)を行ない、春秋各1回例会(講演、研究、視察、懇親会等)を開催する他、会長が必要と認めたるときは随時これを開催する。
決議事項は出席会員の過半数をもって決定する。
- 第10条 本会に次の役員を置く。
会長1名、副会長2名、幹事4名、会計監査人2名。
役員は定例総会において選出する。
会長は本会を統括し、副会長は会長を補佐し、事故あるときは代理する。
幹事は本会の事業の運営にあたる。
会計監査人は会計を監査する。
役員は任期は何れも2ヶ年とする。但し、再任を妨げない。
- 第11条 本会に顧問を置くことができる。
- 第12条 本規約の改廃は総会の承認を得るものとする。
- 第13条 本規約に定めない事項については役員会に於いて決定する。

附 則

本規約は昭和48年1月1日より実施する。
昭和50年1月17日より一部改正する。
昭和50年9月10日より一部改正する。
昭和51年1月1日より一部改正する。
昭和53年1月1日より一部改正する。
昭和55年2月25日より一部改正する。
平成3年1月14日より一部改正する。
平成11年1月19日より一部改正する。
平成18年1月24日より一部改正する。
平成27年2月2日より一部改正する。

| | |
|------|---------|
| 整理番号 | 3-5-4-a |
|------|---------|

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

| | | | |
|------|--|-----|---------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・ <u>旅費</u> ・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 政務活動費証拠書郵送料 | | |
| 年月日 | 令和 7年 4月 2日～ | 年月日 | 金額 910円 |

| | |
|----------------------|--------------|
| 目的 | 政務活動費証拠書郵送料 |
| 使途 | 郵送料 |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 政務活動費証拠書である。 |

《領収書貼付枠》

領収書

| | | | | | |
|---|--------------|--------|------|--|--|
| 様 | | | | | |
| | [証紙引受] | 350.5g | | | |
| | 第一種定形外(規格内) | 1通 | ¥510 | | |
| | 特殊取扱 | | ¥400 | | |
| | (内取) | | ¥400 | | |
| | 速達 | | ¥910 | | |
| | 小計 | | | | |
| | 郵便物引受合計通数 | 1通 | ¥910 | | |
| | 課税計(10%) | | ¥82 | | |
| | (内消費税等(10%)) | | ¥0 | | |
| | 非課税計 | | | | |
| | 合計 | | ¥910 | | |
| | お預り だい | | ¥910 | | |

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2025年 4月 2日 18:54
発行No. 250402A5501 端N46箱04
連絡先: 掛川郵便局
TEL: 0570-943-292

[支払票(売上)]

加盟店名
ニホ
TEL 0570-943-292
伝票番号 15690
トラ番号 だい
端末番号 71134-620-52002
加盟店取引番号 71134620520020015690
ご利用日 2025/04/02 18:54:45

金額 910円

お客様控え

| | | | |
|------------------------------|----------|--------|---------------|
| 案分の理由 全て政務活動にかかる ものである | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 910円 | 1/1 | 910円 |


支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

| | | | |
|------|--|-------|-----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 東アジア拠点構想候補地視察 | | |
| 年月日 | 令和 7年 4月 3日～ | 年 月 日 | 金額 4,980円 |

| | |
|--------------|------------------------------|
| 目的 | 川勝県政検証として東アジア拠点構想候補地視察 |
| 使途 | 交通費 東名掛川IC⇄長泉沼津IC (@2,490×2) |
| 政務活動・県政との関連性 | 前川勝県政を検証し今後の質問に役立てる |

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。


料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 掛川

お問合わせは、中日本お客様センター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

25年 4月 3日 22時48分


車種 軽二

通行料金 ¥2,490-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

—入口料金所— 長泉沼津
通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
登録番号：T4180001056169
取扱番号204-01982136-00

ご利用ありがとうございます。


料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 長泉沼津

お問合わせは、中日本お客様センター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

25年 4月 3日 14時55分

車種 軽二

通行料金 ¥2,490-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

—入口料金所— 掛川
通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
登録番号：T4180001056169
取扱番号203-01181349-00

| | | | |
|------------------------------|----------|-------------|---------------|
| 案分の理由 全て政務活動にかかる ものである | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 4,980円 | 1/1 100% | 4,980円 |

振込金受取書(兼手数料受取書)

7年4月3日

現金用

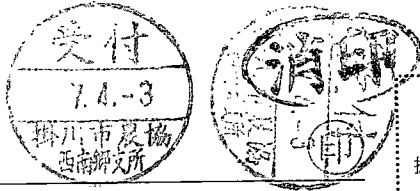
| | |
|--|---------------------------------------|
| お振込先 遠州夢咲 本店(所) | 金額 十億 百万 千 円 ¥372,000 |
| お受取人 フリカナ 住友エニシヨウゴキヤクニホンナリクワシヤン JA 遠州夢咲 日本農業新聞 様 | 現金類 未決済小切手 枚 |
| ご依頼人 フリカナ ママノタカ 増田 享大 様 | 貯金振替 起算日・指定日 月 日 |
| おこころ 〒436-0953 静岡県浜松市浜名区 196 | 手数料徴収区分 ①即納 ②後納 ③不要 ①即納 ②後納 ③不要 |
| | 手数料(税込) 490 円 消費税額(10%) 90 円 |

○お振込金額のうち決済未確認の小切手は、上記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

取扱店



登録番号 T 9080405004340

印紙 (200円)
組合員または
振込金+手数料
5万円未満は
非課税

3-5-4-4

F A X 送 信 票

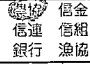
FAX0537-21-2707

| | |
|--------------------------------|--|
| 送信日 | 令和 7 年 4 月 1 日 |
| | 増田 享大 様 |
| 送信枚数 | 1 枚 |
| 発信者 | 遠州夢咲農業協同組合 組合員ふれあい室 〒437-1593 静岡県菊川市下平川 6265 TEL 0537-73-6997 FAX 0537-73-6917 |
| いつもお世話になっております。 | |
| 『日本農業新聞』につきましてご購読頂きありがとうございます。 | |
| 下記の通り購読代金について、ご連絡させていただきます。 | |
| 記 | |
| 1. 購読代金のお振込みについて | |
| R7.4月からのご購読についてご入金をお願い致します。 | |
| * 1年分購読代金 | |
| 3,100円 (R7.4月～8.3月分) | |
| ※ <u>合計37,200円</u> | |
| ・振込み先 | 遠州夢咲農協 本店 |
| ・口座種類、番号 | (その他)別段貯金 0006624 |
| フリガナ | ジェイエイエンスユウユメサキ「ニホンノウギョウシンブン」 |
| ・口座名 | JA遠州夢咲「日本農業新聞」 |
| 以上、宜しくお願いします。 | |

振込金受取書(兼手数料受取書)

7年4月3日

現金用

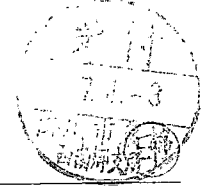
| | | | | | | |
|------|---|---|---|----|---|---|
| お振込先 |  信金 信相 信連 銀行 漁協 遠州券味 本店(所) | 金額 | 十億 | 百万 | 千 | 円 |
| | 貯金種目 1:普通 2:当座 4:貯蓄 9:その他 フリガナ おなまえ 家光図書 様 フリガナ おなまえ 増田 亨大 様 おとこ 〒436-0053 掛川市弥生町196 | 口座番号 0005266 | 現金類 未決済小切手 枚 貯金振替 起算日・指定日 月 日 | | | |
| お受取人 | | 手数料徴収区分 | 手数料(税込) | | | |
| | | <input checked="" type="radio"/> 即納 2:後納 9:不要 | ¥330 | | | |
| ご依頼人 | | 消費税額(10%) | 30 円 | | | |

○お振込金額のうち決済未確認の小切手は、上記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

取扱店



印紙
(200円)
組合員または
振込金+手数料
5万円未満は
非課税

登録番号 T 9080405004340


JAバンク

振替番号ZJS-KW0608 4/5 2023.08 2024.04 +

3-4-4-5

F A X 送 信 票

FAX0537-21-2707

| | |
|--|--|
| 送信日 | 令和 7 年 4 月 1 日 |
| | 増田 享大 様 |
| 送信枚数 | 1 枚 |
| 発信者 | 遠州夢咲農業協同組合 組合員ふれあい室  〒437-1593 静岡県菊川市下平川 6265 TEL 0537-73-6997 FAX 0537-73-6917 |
| いつもお世話になっております。 | |
| 『家の光』につきましてご購読いただきありがとうございます。 | |
| 下記の通りご購読代金についてご案内させていただきます。 | |
| 記 | |
| 1. 購読代金のお振込みについて | |
| * 1年分購読代金 10,302円(R7.4月～R8.3月) | |
| 629円(6.8月号) 922円(5.7月号) | |
| 900円(R7.9月号 ^{R7.4月} ～R8.3月号) 価格変更の為 | |
| ※ 合計10,302円 | |
| ・振込み先 | 遠州夢咲農協 本店 |
| ・口座種類、番号 | (その他)別段貯金 0005266 |
| フリガナ | イエノヒカリトシヨ |
| ・口座名 | 家の光図書 |
| 以上、宜しくお願いします。 | |

| | |
|------|-------|
| 整理番号 | 3-546 |
|------|-------|

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

| | | | |
|------|-----------------|-----------|---------------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費 | | |
| 内容 | 公益社団法人大日本報徳社年会費 | | |
| 年月日 | 令和7年 4月 | ～令和7年 12月 | 金額 7,500 10,000円 |

| | |
|--------------|--|
| 会の趣旨・目的 | 二宮尊徳の報徳思想を現代に繋げ、道徳と経済の調和した社会を目指す全国組織 |
| 会の活動内容等 | 定期学習会・講演会・講師派遣・企業研修会等 |
| 政務活動・県政との関連性 | 県は経済活動の振興と地域社会との調和、環境保全を目指す取り組みを進めており、また同施設群は県指定文化財にもなっており、勉強会や意見交換を通じ今後の質問等に役立てる。 |

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

| | | | |
|---------------|-----------|---------|---------|
| お取扱日 | 店番 | 取扱番号 | 振替受付票 |
| 07-04-0723501 | A93120004 | 00270-4 | 1311 |
| 取扱店 | カケカワミスター | 払込口座 | *10,000 |
| 払込金額 | | *10,000 | 料金額 *0 |

| | | | |
|--------------|------|-------|---|
| 0027004 | 1311 | 10000 | 0 |
| 公益社団法人大日本報徳社 | | | |
| 増田 享大 | | | |

入金額 *10,000
おつり *0

税公金支払い(QRコード)ご利用
ギンペーン実施中(6月末まで)

印紙税申告納付につき税務署承認済

R7.4月～12月分
10000円 × 9/12月 = 7500円

※ 添付書類：団体の会則・事業概要 (その他 (定款))

| 案分の理由 | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかるものである。 | 7,500 | 1/1 | 7,500 |
| | 10,000円 | 100% | 10,000円 |

公報発第60号
令和7年3月24日

公益社団法人大日本報徳社
個人社員 各位

公益社団法人大日本報徳社
社長 鷺山恭彦

令和7年度 公益社団法人大日本報徳社個人社費納入について(お願い)

春暖の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日ごろより、報徳社運動の推進につきましてご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令7年度の社員総会を3月13日(木)に開催し、「令和7年度事業計画・予算」が認められ、社費につきましては昨年と同額にさせていただくことになりました。

つきましては、誠に恐縮ですが6月30日(月)までに個人社費(年会費)のご納入をお願いいたします。

本状と行き違いでご納入いただいた場合には、お詫び申し上げます。

記

1 個人社費 10,000円

2 納入期日 6月30日(月)

※社費納入の際に発行される「控え」をもって、会費納入の領収書に代えさせていただきます。領収書の発行を希望される方はご連絡連絡下さい。

公益社団法人大日本報徳社
専務理事 ■■■■■ 事務局長 ■■■■■
電話 : 0537-22-3016
FAX : 0537-23-5523
E-mail : dainihonhoutoku@cy.tnc.ne.jp

公益社団法人大日本報徳社 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人大日本報徳社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、二官尊徳の事績に学び、至誠、勤勞、分度、推譲を信条に、「報徳訓」を旨とし、社会の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域づくりに寄与する事業
- (2) 社会福祉に寄与する事業
- (3) 教育・文化・産業に寄与する事業
- (4) 環境保全に関する事業
- (5) 報徳に関する事業と啓発
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は次の者をもって構成する。

- (1) 社員 この法人の目的に賛同して入社した個人又は団体
 - (2) 賛助社員 この法人の事業を賛助する個人又は団体
- 2 前項第1号の社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(以下「法人法」という)上の社員とする。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款及びその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき社長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、社長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第15条 社員総会の議長は、会議のつど出席社員の互選で定める。

（議決権）

第16条 社員総会における議決権は、社員1人につき1個とする。

（決議）

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分の承認
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（書面による議決権行使）

第18条 社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数を前条の議決権に算入する。この場合において、本条の規定の適用については、その社員は社員総会に出席したものとみなす。

（議決権の代理行使）

第19条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を社長に提出し、代理人によって議決権を行使することができる。

（議事録）

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

（役員の設定）

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内
- (2) 監事 3人以上5人以内

2 理事のうち1人を社長とする。

3 社長以外の理事のうち2名以内を副社長、1人を専務理事とする。

4 社長及び副社長をもって法人法上の代表理事とし、第3項の専務理事をもって同法第91条第1項に規定する業務執行理事とする。

（役員を選任）

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 社長、副社長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 社長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副社長は社長を補佐し、専務理事は理事会の議決に基づき、日常の業務に従事し、社員総会の議決した事項を処理する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第28条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条第1項で定める最低限度額とする。

第6章 顧問、参事、講師

(顧問)

第29条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、若干名をもって構成する。
- 3 顧問は、重要事項について社長の諮問にこたえる。
- 4 顧問は、社員総会の承認を経て社長が委嘱する。
- 5 顧問の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(参事)

第30条 この法人に参事を置くことができる。

- 2 参事は、若干名をもって構成する。
- 3 参事は、運営に関する事項について社長の諮問に答える。
- 4 参事は、理事会の承認を経て社長が委嘱する。
- 5 参事の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(講師)

第31条 この法人に講師を置く。

- 2 講師は、若干名をもって構成する。
- 3 講師は、報徳思想の普及のため、講演及び社員の指導に当たる。
- 4 講師は、理事会の承認を経て社長が委嘱する。
- 5 講師の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

第7章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 社長、副社長、専務理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、社長が招集する。

- 2 社長が欠けたとき又は社長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第37条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び別表第2の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、社員総会の承認を要する。
- 3 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まりその年の12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、社長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、社長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 役員報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 社長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款の変更は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、総社員の議決権の3分の2以上の多数をもって決議しなければならない。

(解散)

第43条 この法人の解散は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は、合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の社長は[REDACTED]、副社長は[REDACTED]とし、最初の専務理事は[REDACTED]とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 本定款は、平成25年2月27日からこれを実施する。(第5条 法人の構成員及び第13条 開催の変更)

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

| | | | |
|-------|--|-------|-------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費 | | |
| 内 容 | 事務文房具代 | | |
| 年 月 日 | 令和 7 年 4 月 7 日～ | 年 月 日 | 金 額 1,485 円 |

| | |
|----------------------|-------------|
| 目 的 | 政務活動を行う事務経費 |
| 使 途 | コピー用紙代 |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | |

《領収書貼付枠》

領収証 No. **093527**


増田 享大 様 2025 年 4 月 7 日

| | | | | | | | | | |
|----|--|--|---|---|---|---|---|---|--|
| 金額 | | | | | | | | | |
| | | | 1 | 2 | 9 | 7 | 0 | - | |

内 但 コピー用紙代 上記正に領収いたしました

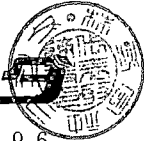

消費税等 270-

| | | | | | |
|-----|---|--|--|--|--|
| 現金 | ✓ | | | | |
| 小切手 | | | | | |



事務機の
株式会社 **3E4**

掛川本社 掛川市弥生町196
☎ (0537) 24-2111

HISAGO #N1779(100)別 J642169

| | | | |
|-----------------------------|----------|------------|---------------|
| 案分の理由 後援会活動を含むため 案分する | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 2,970 円 | 1/2 50% | 1,485 円 |


支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

| | | | |
|------|--|-------|----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 県茶業研究センター竣工式 | | |
| 年月日 | 令和 7年 4月 8日～ | 年 月 日 | 金額 470 円 |

| | |
|----------------------|---------------------------------|
| 目的 | 県茶業研究センター竣工式 |
| 使途 | 交通費 東名掛川 I C → 相良牧之原 I C (@470) |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 県茶業研究センター竣工式についてである |

《領収書貼付枠》



ご利用ありがとうございます。
料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 相良牧之原

お問合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用にならないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

25年 4月 8日 9時31分

車種 普通

通行料金 ¥470-

(外訳)

— 入口料金所 — 掛川

ETC

会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。

中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号203-00010922-00

| | | | |
|------------------------------|----------|-------------|---------------|
| 案分の理由 全て政務活動にかかる ものである | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 470 円 | 1/1 100% | 470 円 |


支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

| | | | |
|------|---|-----|-----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 県森林組合連合会貯木場視察 | | |
| 年月日 | 令和7年4月9日～ | 年月日 | 金額 6,140円 |

| | |
|----------------------|---------------------------------|
| 目的 | 県森連貯木場視察 |
| 使途 | 交通費 東名掛川IC⇄長泉沼津IC (@3,070×2) |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 県の森林・林業政策として進める現場を確認し今後の質問に役立てる |

《領収書貼付枠》


ご利用ありがとうございます。

料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 長泉沼津
お問合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

25年 4月 9日 15時 21分
車種 普通
通行料金 ¥3,070-
(外訳)

-入口料金所- 掛川
ETC 有効期限 [REDACTED]
会員番号 (支払 - 1回払い) [REDACTED]
通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号 203-01041413-00

ご利用ありがとうございます。

料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 掛川
お問合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

25年 4月 9日 22時 57分
車種 普通
通行料金 ¥3,070-
(外訳)

-入口料金所- 長泉沼津
ETC 有効期限 [REDACTED]
会員番号 (支払 - 1回払い) [REDACTED]
通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号 204-01222150-00

| | | | |
|------------------------------|----------|-------------|---------------|
| 案分の理由 全て政務活動にかかる ものである | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 6,140円 | 1/1 100% | 6,140円 |

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

| | | | |
|------|--|-----|-----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 県庁にて調査 | | |
| 年月日 | 令和 7年 4月 11日～ | 年月日 | 金額 2,820円 |

| | |
|----------------------|----------------------------|
| 目的 | 議会対応調整 |
| 使途 | 交通費 東名掛川IC⇄静岡IC (@1,410×2) |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 県議会における対応についてである |

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 静岡

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-9222-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

25年 4月11日10時10分

車種 普通

通行料金 ¥1,410-

(外払)

-入口料金所- 掛川

ETC 有効期限

会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号203-00360941-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 掛川

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-9222-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

25年 4月11日15時46分

車種 普通

通行料金 ¥1,410-

(外払)

-入口料金所- 静岡

ETC 有効期限

会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号204-00821518-00

| | | | |
|------------------------------|----------|-------------|---------------|
| 案分の理由 全て政務活動にかかる ものである | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 2,820円 | 1/1 100% | 2,820円 |

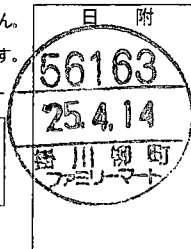
支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

| | | | |
|-------|--|-------|------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費 | | |
| 内 容 | 事務所電気代 4月分 | | |
| 年 月 日 | 令和 7年 4月 14日～ | 年 月 日 | 金 額 3,081円 |

| | | | |
|--|---|--|--|
| 目 的 | 政務活動を行う事務所経費 | | |
| 使 途 | 事務所電気代 | | |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | | | |
| <<領収書貼付枠>> この受領証は、大切に保管してください。 | 振替払込請求書兼受領証 (振込金受領証)(070408) | | |
| | 口座記号番号 00100 5 900116 加入者名 中部電力ミライズ株式会社 令和 7年 4月分 ご使用期間 3月10日～ 4月 7日 (日程 06) 金額 千 百 十 万 千 百 十 円 消費税等相当額(再掲) 560円 金額 6 1 6 3 560円 ご依頼人氏名 増田 享大 様 お客さま番号・契約種別 容量 容量 容量 容量 容量 容量 容量 容量 従量電灯 B A kWh 6163 60 155 | | |
| お支払期日は 5月 8日 です。お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、延滞利息(年利10%)を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。ただし、ご家庭や商店など低圧の電気をお使いいただいているお客さまが、お支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合は、延滞利息を申し受けません。 | | | |
| 払込用紙の有効期限は 5月 28日 となっております。 | | | |
| 中部電力ミライズ株式会社 カスタマーセンター 0570-048-155 (携帯電話・PHSからもご利用いただけます。) | | | |
| (ゆうちょ銀行) | | | |

本証により当社の集金員が集金することはありません。裏面もごらんください。



| | | | |
|-----------------------------|----------|------------|---------------|
| 案分の理由 後援会活動を含むため 案分する | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 6,163円 | 1/2 50% | 3,081円 |

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

| | | | |
|------|--|-------|------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 森の力再生事業現地視察 | | |
| 年月日 | 令和 7年 4月 15日～ | 年 月 日 | 金額 6,140 円 |

| | |
|----------------------|--|
| 目的 | 森の力再生事業伊豆市現地視察 |
| 使 途 | 交通費 東名掛川IC⇔長泉沼津IC (@3,070×2) |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 県の森林・林業政策として進める森の力再生事業の現場を確認し今後の質問に役立つ |

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 長泉沼津

お問合わせは、中日本お客様センター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用にならないお客様は
TEL 052-223-0333 (有料)

25年 4月 15日 15時 31分

車種 普通

通行料金 ¥3,070-

(外訳)

-入口料金所 - 掛川
ETC 有効期限 [REDACTED]
会員番号 (支払 - 1回払い) [REDACTED]

通行料金は、消費税率10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号 203 - 01271423 - 00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 掛川

お問合わせは、中日本お客様センター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用にならないお客様は
TEL 052-223-0333 (有料)

25年 4月 15日 23時 30分

車種 普通

通行料金 ¥3,070-

(外訳)

-入口料金所 - 長泉沼津
ETC 有効期限 [REDACTED]
会員番号 (支払 - 1回払い) [REDACTED]

通行料金は、消費税率10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号 204 - 01452212 - 00

| | | | |
|------------------------------|----------|-------------|---------------|
| 案分の理由 全て政務活動にかかる ものである | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 6,140 円 | 1/1 100% | 6,140 円 |

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

| | | | |
|------|---|-----|------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 農林水産省要望 | | |
| 年月日 | 令和7年4月17日～ | 年月日 | 金額 14,400円 |

| | |
|----------------------|----------------------------|
| 目的 | 農水省要望 |
| 使途 | 新幹線 掛川駅⇔東京駅 (@7,470+6,930) |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 県が進める農業生産性向上策に対する要望活動 |

《領収書貼付枠》

EXご利用票 (座席のご案内)
Seat Information

25年 4月17日 巨港
¥6,930 3002/至2028掛川6002
000220889981

掛川 ▶ 東京

自由席

車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
記号以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

EXご利用票 (座席のご案内)
Seat Information

25年 4月17日
¥7,470 3002/至2029東京6503
000742835655

東京 ▶ 掛川

自由席

車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
記号以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません

| | | | |
|---------------------|----------|--------|---------------|
| 案分の理由 | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| 全て政務活動にかかる ものである | 14,400円 | 1/1 | 14,400円 |
| | | 100% | |

県外調査概要書

令和7年 4月17日

自民改革会議 増田 享大

| | |
|------------|--|
| <p>目的</p> | <p>イチゴ集出荷施設整備要望</p> |
| <p>年月日</p> | <p>令和7年 4月17日</p> |
| <p>場所</p> | <p>農林水産省</p> |
| <p>内容</p> | <p>1 行程 JR掛川駅⇔東京駅</p> <p>2 応対者 農林水産省 農産局羽石塚樹寿グループ長、長崎県農作物課長</p> <p>3 聴取内容 イチゴ集出荷施設整備事業要望、令和7年度農水省事業の展望聴取</p> <p>4 県政への反映 本県を代表する農産物であるイチゴは既存農家に加え新規就農者も増加しており、本県特産品として更なる支援が必要と考えるが、生産→集荷→梱包作業→出荷 の各作業工程における労力負担が大きく長年課題とされていたが、この程志木榛原・中東遠地域のJAグループが共同して集出荷場建設を計画しており、それに対する国の支援を要望した。 近年、ミカンの近代的選果場建設により作業効率が向上し、増産や多角経営に向けた取り組みも広まるなか、イチゴ生産者においても、作業効率を2割程度向上させるこの施設によって永続的な農業経営が期待されており、県としても支援を継続すべきであり、今後の質問等に役立てたいと感じた。</p> |

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

| | |
|------|---------|
| 整理番号 | 3-5-4-4 |
|------|---------|


支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

| | | | |
|------|---|-----|-----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 県庁にて調査・ ^{海政初} ケアハウスに関する意見交換 | | |
| 年月日 | 令和7年4月21日～ | 年月日 | 金額 3,420円 |

| | |
|----------------------|-------------------------------------|
| 目的 | 議会対応調整・ケアハウスに関する意見交換 |
| 使途 | 交通費 東名掛川IC→静岡IC→浜松IC (@1,410+2,010) |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 県議会における対応についてである |

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。

料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 静岡

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

25年 4月21日10時21分

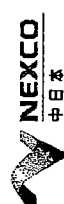
車種 普通

通行料金 ¥1,410-

(外泊)

—入口料金所— 掛川
ETC 有効期限
会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号204-00550952-00

ご利用ありがとうございます。

料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 浜松

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

25年 4月21日16時54分

車種 普通

通行料金 ¥2,010-

(外泊)

—入口料金所— 静岡
ETC 有効期限
会員番号 (支払 - 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号208-02041546-00

| | | | |
|------------------------------|----------|-------------|---------------|
| 案分の理由 全て政務活動にかかる ものである | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 3,420円 | 1/1 100% | 3,420円 |

支出証拠書

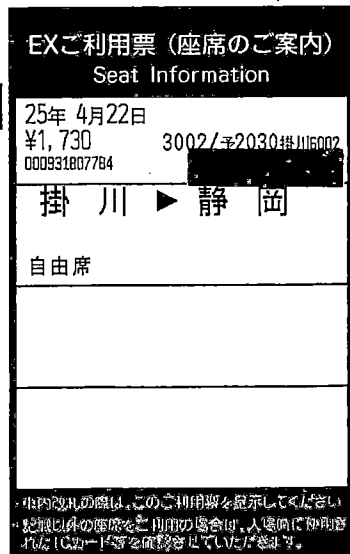
(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

| | | | |
|------|--|-------|------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等酬費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 県建設業組合会員との意見交換 (交通費) | | |
| 年月日 | 令和 7年 4月 22日～ | 年 月 日 | 金額 2,390 円 |

| | |
|----------------------|------------------------------------|
| 目的 | 県建設業協会会員との意見交換 |
| 使途 | 交通費 |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 県が進める公共残土処分に関する意見交換を通じて今後の質問に役立てる。 |

《領収書貼付枠》

静岡駅 → 市内ホテル
↑



このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません

領 収 証

現・チ・ク・割引 No.8188
 日付 2025年 04月 22日
 車番 000113 0000
 基本運賃 ¥660円
 合計 ¥660円
 上記の様：領収致しました
 消費税率 10%
 第一タクシー株式会社
 054-261-6181
 静岡市葵区千代田6丁目31番19
 インボイス登録番号：
 T9080001003052

| 案分の理由 | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|---------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかる ものである | 2,390 円 | 1/1 | 2,390 円 |
| | | 100% | |


支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

| | | | |
|------|--|-----|-----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 県庁にて調査 | | |
| 年月日 | 令和7年4月24日～ | 年月日 | 金額 2,820円 |

| | |
|----------------------|----------------------------|
| 目的 | 議会対応調整 |
| 使途 | 交通費 東名掛川IC⇄静岡IC (@1,410×2) |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 県議会における対応についてである |

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。

 料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 静岡
 お問合わせは、中国本お客さまセンター
 フリーダイヤル 0120-922-229
 上記番号をご使用になれないお客さまは
 TEL 052-223-0333 (有料)


25年4月24日13時17分

車種 普通

通行料金 ¥1,410-

(別紙)

-入口料金所- 掛川
 ETC 有効期限
 会員番号 (支払 - 1回払い)
 通行料金は、消費税率10%対象です。
 中国本高速道路株式会社
 愛知県名古屋市中区錦2-18-19
 取扱番号205-01091246-00

ご利用ありがとうございます。

 料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 掛川
 お問合わせは、中国本お客さまセンター
 フリーダイヤル 0120-922-229
 上記番号をご使用になれないお客さまは
 TEL 052-223-0333 (有料)

25年4月24日16時20分

車種 普通

通行料金 ¥1,410-

(別紙)

-入口料金所- 静岡
 ETC 有効期限
 会員番号 (支払 - 1回払い)
 通行料金は、消費税率10%対象です。
 中国本高速道路株式会社
 愛知県名古屋市中区錦2-18-19
 取扱番号204-01001549-00

| | | | |
|------------------------------|----------|-------------|---------------|
| 案分の理由 全て政務活動にかかる ものである | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 2,820円 | 1/1 100% | 2,820円 |

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

| | | | |
|------|--|-----|-----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 県庁にて調査 | | |
| 年月日 | 令和7年4月25日～ | 年月日 | 金額 2,820円 |

| | |
|----------------------|----------------------------|
| 目的 | 議会対応調整 |
| 使途 | 交通費 東名掛川IC⇄静岡IC (@1,410×2) |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 県議会における対応についてである |

《領収書貼付枠》



利用証明書

料金所 静岡
お問い合わせは、日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用にならないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

25年 4月25日12時13分

車種 普通

通行料金 ¥1,410-

(別途)

入口料金所 - 掛川
ETC 有効期限 [REDACTED]
会員番号 (支払 - 1回払い) [REDACTED]

通行料金は、消費税10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号203-01011145-00



利用証明書

料金所 掛川
お問い合わせは、日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用にならないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

25年 4月25日15時46分

車種 普通

通行料金 ¥1,410-

(別途)

入口料金所 - 静岡
ETC 有効期限 [REDACTED]
会員番号 (支払 - 1回払い) [REDACTED]

通行料金は、消費税10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号204-00931516-00

| | | | |
|------------------------------|----------|-------------|---------------|
| 案分の理由 全て政務活動にかかる ものである | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 2,820円 | 1/1 100% | 2,820円 |

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

| | | | |
|------|---|-------|-----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 (事務費)・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 事務所電話代 | | |
| 年月日 | 令和 7年 4月 25日～ | 年 月 日 | 金額 4,323円 |

| | |
|----------------------|-----------------|
| 目的 | 政務活動を行う事務所電話代 |
| 使途 | 令和 7年 4月分 請求 |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | |

《領収書貼付枠》

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

| | | | | | | |
|-----------------|-------|--------------|------------------|----------------------|------------------------------|--------|
| ご請求先氏名 増田 享大 | お客様番号 | 2025年 4月ご請求分 | 金額(円) ¥8,646- | 受取人 NTTファイナンス株式会社 | お問い合わせ先 (無料) 0800-3335550 | 領収日 附印 |
|-----------------|-------|--------------|------------------|----------------------|------------------------------|--------|

56163
25.4.25
令和7年4月25日
取次印 紙 貼 付 欄
(金額欄・CVS用)→お客様

※ 本領収証は、領収書として有効です。領収書が必要な場合は、領収書発行欄に「領収書発行」を指定してください。

| | | | |
|-----------------------------|----------|------------|---------------|
| 案分の理由 後援会活動を含むため 案分する | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 8,646円 | 1/2 50% | 4,323円 |

| | | | |
|----------------------------|--------------|------------------------|--------------|
| お客様電話番号等 BILLING NUMBER | 0537-21-2700 | 請求年月 MONTH OF ISSUE | 2025年 4月ご請求分 |
|----------------------------|--------------|------------------------|--------------|

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

3-5-4-18

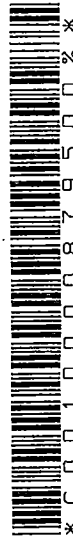
| 内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN) | 内訳金額(円) AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN | 本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。 | 税区: TAX |
|--|--------------------------|--|--|--------------------------|
| ◆0537-21-2700 ◇NTT西日本ご利用分 6,666 | 5,400 -1,790 | フレッツ 光ネクスト F 単利用料 光もともと割 | 3月 1日～ 3月31日 2026年07月～2026年09月以 外の解約は解約金がかかります | 合 算 合 算 |
| | 1,020 480 | ひかり電話 A (エース) 定額料1 ひかり電話 A (エース) 定額料2 | 3月 1日～ 3月31日 3月 1日～ 3月31日 ひかり電 話 A 使用料は本料金と定額料1の合計で す。 | 合 算 合 算 |
| | 300 200 100 264 | ひかり電話対応機器使用料 複数チャンネル使用料 追加番号使用料 ひかり電話 (通話料) | 3月 1日～ 3月31日 3月 1日～ 3月31日 3月 1日～ 3月31日 3月 1日～ 3月31日 翌月への 繰越額は480円です。 | 合 算 合 算 合 算 合 算 |
| | -264 | ひかり電話 A (エース) 定額料分通話 | 3月 1日～ 3月31日 ひかり電 話 A 定額料に含まれ、通話料から減算し ます。 | 合 算 |
| | 144 6 | ひかり電話 (携帯電話等への通話料) ユニバーサルサービス料他 | 3月 1日～ 3月31日 3月 1日～ 3月31日 2番号分 のご請求となります。 | 合 算 合 算 |
| | 150 | 発行手数料 | 本請求書等の発行にかかわる各種費用に なります。 | 合 算 |
| | 50 | 収納手数料 | 本請求をコンビニエンスストア・各種金 融機関でお支払いいただく場合の手数料 です。 | 合 算 |
| ◇NTT西日本分 (小計) 6,666 | 606 | 消費税等相当額 (合計) | 合算表示の料金合計×10% | |
| | 6,666 | (小計) | | |

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています

M30021221001 03270 03246

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])



| 内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN) | 内訳金額(円) AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN | 本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。 | 税区: TAX |
|--|-------------------------|--|-------------------------------|------------|
| ◇NTTファイナンスご利用分 1,980 | 1,980 | OCN光withフレッツ利用料等 NTTコム (回収代行) ご利用分。 | * 契約番号: [REDACTED] | 非対 |
| ◇合計 8,646 | 8,646 | 合計 | | |
| | | <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。 | | |


支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

| | | | |
|------|--|-------|------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 県看護連盟会員との意見交換 | | |
| 年月日 | 令和 7年 4月 29日～ | 年 月 日 | 金額 2,820 円 |

| | |
|----------------------|----------------------------|
| 目的 | 県看護連盟会員との意見交換 |
| 使途 | 交通費 東名掛川IC⇄静岡IC (@1,410×2) |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 看護現場の事情を聴取し質問等に役立つ |

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。

料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 掛川

お問合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-9222-229
上記番号をご使用にならないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

25年 4月29日18時42分


車種 普通

通行料金 ¥1,410-

(外訳)

-入口料金所一 静岡
ETC 有効期限
会員番号 (支払 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号204-01951807-00

ご利用ありがとうございます。

料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 静岡

お問合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-9222-229
上記番号をご使用にならないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

25年 4月29日14時11分

車種 普通

通行料金 ¥1,410-

(外訳)

-入口料金所一 掛川
ETC 有効期限
会員番号 (支払 1回払い)

通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号205-01541339-00

| | | | |
|------------------------------|----------|-------------|---------------|
| 案分の理由 全て政務活動にかかる ものである | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 2,820 円 | 1/1 100% | 2,820 円 |

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

| | | | |
|------|--|-----|---------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・ <u>広報</u> 費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 静岡県議会レポート郵送料 | | |
| 年月日 | 令和 7年 4月 30日～ | 年月日 | 金額 330円 |

| | |
|----------------------|------------------------|
| 目的 | 静岡県議会レポート郵送料 |
| 使途 | 郵送料 |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 県政の状況を報告し今後の議会活動に役立てる。 |

《領収書貼付枠》

領収書


様

[証紙切手引受]
第一種定形 3通 10.5g ¥330 @110

小計 ¥330

郵便引受合計通数 3通 ¥330
課税計(10%) ¥30
(内消費税等(10%) ¥0
非課税計

合計 ¥330
お預り 払い ¥330



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T101000112577
取扱日時：2025年 4月 30日 13:55
発行No. 250430A7508 端N46箱04
連絡先：掛川郵便局
TEL: 0570-943-292

＜QR決済＞
[支払票(売上)]

加盟店名 ニッポン
TEL 0570-943-292
伝票番号 16187
端末番号 払い
加盟店取引番号 71134-620-52002
ご利用日 71134620520020016187
2025/04/30 13:55:28

金額 ¥330
お客様控え

| 案分の理由 | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|---------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかる ものである | 330円 | 1/1 | 330円 |
| | | 100% | |

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

| | | | |
|------|---|-----|-----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 聖教新聞購読料 4月分 | | |
| 年月日 | 令和7年4月30日～ | 年月日 | 金額 1,934円 |

| | |
|----------------------|----------------------------------|
| 目的 | 情報収集 |
| 使途 | 聖教新聞購読料 |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 政治団体の主張に関する情報を収集することは県の重要な施策である。 |


《領収書貼付枠》

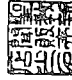
新聞購読料 領収証
増田 享大 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2025年4月分(4/01~4/30) 領収日 月 日
領収金額 ¥1,934

| 品名 | 定価(税込) | 部数 | 金額 |
|-------|--------|----|-------|
| 聖教新聞※ | 1,934 | 1 | 1,934 |

0円 消費税 0円
1,934円 消費税 143円
(10%対象) (8%対象)
※は軽減税率対象品目です。

販売店
登録番号:T4810320489802
住所 藤枝市青南町4-9-45
TEL 054-631-9270 FAX 054-631-9271
お申込No. 



| | | | |
|------------------------------|----------|-------------|---------------|
| 案分の理由 全て政務活動にかかる ものである | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 1,934円 | 1/1 100% | 1,934円 |

支出証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

| | | | |
|-------|---|-------|-------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内 容 | 新聞購読料 4月分 | | |
| 年 月 日 | 令和 7 年 4 月 30 日～ | 年 月 日 | 金 額 1,650 円 |

| | |
|----------------------|-----------------------|
| 目 的 | 情報収集 |
| 使 途 | 新聞購読料 |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 県政等の情報収集し、政策や質問の参考に可。 |

《領収書貼付枠》

2025年 4 月分 領収証 発証No 00022806-202504-1

増田 たかひろ (事) 様

| 銘柄 | 部数 | 金額 |
|-------|----|-------|
| 静岡新聞※ | 1 | 3,300 |

| |
|-----------------------------|
| 合計金額 |
| ¥3,300 |
| (8%対象 3,300円 内消費税 244円) |

※は軽減税率対象 登録番号:T5080402017266

購読料のお支払いは手数料無料の
口座振替が便利です。

毎度ご購入有難うございます
上記金額正に領収致しました

(有)風間新聞社
掛川市駅前 4 - 6
TEL 0537-24-4811



| | | | |
|-----------------------------|----------|----------------|------------------------------|
| 案分の理由 後援会活動を含むため 案分する | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) 1,650 円 |
| | 3,300 円 | 1/2 50% | |

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

| | | | |
|------|---|-----|------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費 | | |
| 内容 | 事務員雇用 | | |
| 年月日 | 令和7年4月30日～ | 年月日 | 金額 30,000円 |

| | |
|----------------------|--------------|
| 目的 | 政務活動を行う事務員給料 |
| 使途 | 令和7年4月分 |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | |

《領収書貼付枠》

給料支払明細書

(令和7年4月分)

| | | | | | | | |
|---------|---|----|----|---|---|-----|--------|
| 労働日数 | 日 | 分 | 分 | 給 | 額 | 控除額 | 差引支給額 |
| | 時 | 時 | 分 | 給 | 額 | | |
| 労働時間 | 6 | 00 | 00 | | | | |
| 所定時間外労働 | | | | | | | |
| 基本給 | | | | | | | |
| 所定時間外賃金 | | | | | | | |
| 家族手当 | | | | | | | |
| (内政務活動) | | | | | | | |
| 交通費 | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | |
| 健康保険料 | | | | | | | |
| 介護保険料 | | | | | | | |
| 厚生年金 | | | | | | | |
| 雇用保険料 | | | | | | | |
| 所得税 | | | | | | | |
| 住民税 | | | | | | | |
| 前払金 | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | |
| 差引支給額 | | | | | | | 60,000 |

係印

NR11-119N

| | | | |
|-----------------------------|----------|------------|---------------|
| 案分の理由 後援会活動を含むため 案分する | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 60,000円 | 1/2 50% | 30,000円 |

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 4 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

| | | | |
|------|----------------|-------------|-------------|
| 区分 | 前回給油(領収書貼付分) A | 今回(直近の)給油 B | 総走行距離 C=B-A |
| 年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 走行距離 | km | km | km |

| | | | |
|--|--------------|----------------------|---------|
| (経費項目別充当額) | | | |
| 経費項目 | 走行距離 (km) | 積算方法 ※ | 充当額 (円) |
| 事務費 | 1,830 | 18 円 × 1,830 km / km | 32,940 |
| ※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km) ※領収書による充当方式 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km) ・充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合 | | | |
| ≪支払証明≫上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 増田享大 | | | |

≪領収書貼付枠≫

| | | | |
|-------|----------|--------|---------------|
| 案分の理由 | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 円 | ／ % | 円 |

